

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができない ものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 「清流の国ぎふ」文化祭2024における県実行委員会主催事業及び県主催事業へ手話通訳者・要約筆記者を派遣し、障がい者の意思疎通支援体制の充実を図る。 2 特定の者以外の者が供給することができない ことの説明 事業を実施するにあたっては、手話通訳者・要約筆記者の派遣に関する調整業務に従事し、これらの実態を把握している必要がある。 岐阜県聴覚障害者協会は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を現在まで実施し、事業の企画、遂行のノウハウを有する県内唯一の団体である。 また、例年、県障害福祉課から本件と同様の業務を受託している。 以上から、長年の事業実績や運営基盤、事業遂行のノウハウなどを有しており、本事業を実施できる唯一の団体である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。